



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
第 7 7 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (175) (中部総合事務所福祉保健局) ... 1
	指定居宅サービス事業者の指定 (176) (＃) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (177) (＃) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (178) (＃) 2
	土地改良区の役員の就退任 (179) (中部総合事務所農林局) 2
	廃物として認定することが困難な放置自動車 (180) (文化政策課) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (181) (東部福祉保健局) 4
	鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画 (182) (畜産課) 4
	土地改良法による換地処分 (3件) (183~185) (耕地課) 5
	保安林の指定の解除予定 (186) (森林保全課) 5
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (187) (管理課) 6
	土砂災害警戒区域の指定 (4件) (188~191) (治山砂防課) 6
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (192) (会計管理室)11
調達公告	落札者の決定 (管財課)11

告 示

鳥取県告示第175号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の5 第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年 3月28日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人あかね	倉吉市関金町関金宿199	グループホームあかね	倉吉市関金町関金宿199	地域生活援助	平成18年 3月27日

鳥取県告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指 定 年月日
医療法人社団日翔会 理事長 湖山聖道	日野郡日野町根雨 909 - 1	倉吉デイサービスつばき	倉吉市余戸谷町3051 - 1	通所介護	平成18年 3月27日
〃	〃	グループホーム つばき	〃	認知症対応型 共同生活介護	〃

鳥取県告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団日翔会 理事長 湖山聖道	日野郡日野町根雨909 - 1	つばき居宅介護支援事 業所	倉吉市余戸谷町3051 - 1	平成18年3 月27日

鳥取県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
医療法人仁厚会 理事長 藤井省三	倉吉市山根43	医療福祉センター 倉吉病院歯科	倉吉市山根43	居宅療養管理指 導	平成15年6 月30日

鳥取県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事	柴 山 正 行	倉吉市横田686
"	楠 本 正 壽	倉吉市服部605
"	梅 田 亨	倉吉市三江445
"	田 中 敏 男	倉吉市上米積1101 - 8
"	田 中 收	倉吉市福積681 - 3
"	松 井 司 郎	倉吉市尾田362
"	朝 倉 康 信	倉吉市岡308
"	藤 井 篤 志	倉吉市上福田290
"	山 根 康 治	倉吉市桜435 - 1
"	池 本 宏 之	倉吉市福光428
"	山 根 哲 邦	倉吉市河来見581
"	山 脇 優	倉吉市三江168
"	松 島 博 文	倉吉市福本125
"	大 田 泰 弘	倉吉市大立739
"	佐 伯 肇	倉吉市般若151 - 1
監 事	船 木 良 雄	倉吉市福富209 - 3
"	田 村 範 幸	倉吉市服部232
"	長谷川 満 輝	倉吉市横田706

平成18年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	楠 本 正 壽	倉吉市服部605
"	池 本 宏 之	倉吉市福光428
"	柴 山 正 行	倉吉市横田686
"	田 中 敏 男	倉吉市上米積1101 - 8
"	福 有 裕 美	倉吉市上大立310
"	田 中 收	倉吉市福積681 - 3
"	朝 倉 康 信	倉吉市岡308
"	藤 井 篤 志	倉吉市上福田290
"	山 根 康 治	倉吉市桜435 - 1
"	石 原 穰	倉吉市三江545 - 2
"	山 根 哲 邦	倉吉市河来見581
"	山 脇 優	倉吉市三江168
"	松 島 博 文	倉吉市福本125
"	藤 井 覚	倉吉市尾田180
"	山 部 秀 樹	倉吉市棕波282
監 事	石 田 博 美	倉吉市服部745

” 横 山 一 大 倉吉市三江1375

” 長谷川 満 輝 倉吉市横田706

平成18年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第180号

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第8条第2項の規定に基づき、同条例第7条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 警告書をはり付けた日

平成18年2月10日

2 放置されている場所

鳥取市尚徳町101 - 5（鳥取県立県民文化会館駐車場）

3 放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号

車名 ダイハツ パイザー

塗色 白

自動車登録番号 鳥取57ゆ6579

4 告示後の取扱い

鳥取県立県民文化会館の敷地内において保管する。

5 引取りの方法

当該放置自動車を鳥取県立県民文化会館の敷地内から撤去すること。

鳥取県告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月28日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指 定 年月日
地建開発有限会社 代表取締役 岸本知行	鳥取市吉方温泉一丁目455	デイサービスセンターから美咲園	鳥取市賀露町西浜 1757 - 336	通所介護	平成18年 3月21日
”	”	有料老人ホーム から美咲園	”	特定施設入所 者生活介護	”

鳥取県告示第182号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づき、平成

27年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その計画書は、鳥取県農林水産部畜産課並びに各総合事務所農林局及び地方農林振興局（平成18年4月1日以降は鳥取県農林水産部畜産課及び各総合事務所農林局）に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画（平成13年鳥取県告示第418号）は、廃止する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、八頭町が行う土地改良事業に係る福本地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る三朝地区（下谷工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る三朝地区（福田工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第186号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町関金宿字瀬戸谷2408の5から2408の7まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第187号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成18年3月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

株式会社谷尾樹楽園 代表取締役 谷尾喜次

鳥取市杉崎470 - 1

鳥取県知事（般 - 16）第1815号

3 処分の内容

平成18年3月29日から同年4月12日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う造園工事業に係る営業（発注者から直接造園工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が造園工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の役員報酬について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

鳥取県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

福庭谷川（ - 1 - 2 - 16 - 2）、奥谷川（ - 1 - 2 - 16 - 6）、八屋谷川（ - 1 - 2 - 16 - 7）、八屋南谷川（ - 1 - 2 - 16 - 8）、竹原ノ谷川（ - 1 - 2 - 16 - 9）、宮ノ下谷川（ - 1 - 2 - 16 - 10）、

屋敷谷川 (- 1 - 2 - 16 - 11)、屋敷皆谷川 (- 1 - 2 - 16 - 12)、瀬ヶ谷口川 (- 1 - 2 - 16 - 13)、立原川 (- 1 - 2 - 16 - 14)、宮ノ谷川 (- 1 - 2 - 16 - 15)、宮ノ東谷川 (- 1 - 2 - 16 - 16)、大原北谷川 (- 1 - 2 - 16 - 17)、大原谷川 (- 1 - 2 - 16 - 18)、大原中谷川 (- 1 - 2 - 16 - 19)、袋谷川 (- 1 - 2 - 16 - 38)、円山谷川 (- 1 - 2 - 16 - 40)、円山南谷川 (- 1 - 2 - 16 - 41)、カニヶ谷川 (- 1 - 2 - 16 - 42)、寺屋敷谷川 (- 1 - 2 - 16 - 43)、田内谷川 (- 1 - 2 - 16 - 44)、小内谷川 (- 1 - 2 - 16 - 45)、大坂西谷川 (- 1 - 2 - 16 - 46)、奥谷川 (- 1 - 2 - 16 - 49)、古川谷川 (- 1 - 2 - 16 - 50)、古川南谷川 (- 1 - 2 - 16 - 51)、志羅谷川 (- 1 - 2 - 16 - 71)、カンノ谷川 (- 1 - 2 - 16 - 72)、大原谷川 (- 1 - 2 - 16 - 73)、福庭東下谷川 (- 1 - 2 - 16 - 91)、福庭東中谷川 (- 1 - 2 - 16 - 92)、旭北上谷川 (- 1 - 2 - 16 - 96)、北奥谷川 (- 1 - 2 - 16 - 97)、宮ノ上谷川 (- 1 - 2 - 16 - 98)、上余戸谷川 (- 1 - 2 - 16 - 2)、栗尾谷川 (- 1 - 2 - 16 - 3)、和田末谷川 (- 1 - 2 - 16 - 5)、馬場谷川 (- 1 - 2 - 16 - 6)、栗尾南谷川 (- 1 - 2 - 16 - 40)、小田左谷川 (- 1 - 2 - 16 - 1)、小田右谷川 (- 1 - 2 - 16 - 2)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

福庭地区 (- 616)、海田東地区 (- 617)、伊木地区 (- 620)、八屋地区 (- 621)、下余戸地区 (- 622)、上余戸地区 (- 623)、栗尾地区 (- 624)、大原1地区 (- 625)、小田地区 (- 626)、古川沢1地区 (- 627)、古川沢2地区 (- 628)、田内1地区 (- 629)、田内2地区 (- 630)、三明寺1地区 (- 631)、広栄町地区 (- 1142)、三明寺2地区 (- 1144)、三明寺3地区 (- 1145)、福庭2地区 (- 1337)、海田東2地区 (- 1339)、八屋2地区 (- 1341)、八屋3地区 (- 1342)、下余戸3地区 (- 1344)、上余戸2地区 (- 1345)、小田2地区 (- 1346)、古川沢3地区 (- 1347)、小田3地区 (- 1348)、巖城地区 (- 1349)、巖城2地区 (- 1350)、大原2地区 (- 人工32)、虹ヶ丘町地区 (- 人工49)、福庭4地区 (- 2565)、上井4地区 (- 2568)、八屋4地区 (- 2571)、八屋5地区 (- 2572)、栗尾2地区 (- 2573)、栗尾3地区 (- 2574)、小田4地区 (- 2575)、巖城3地区 (- 2576)、巖城4地区 (- 2577)、和田東地区 (- 2578)、寺谷2地区 (- 2580)、上井5地区 (- 4208)、下余戸4地区 (- 4209)、古川沢4地区 (- 4210)、古川沢5地区 (- 4211)、小田5地区 (- 4212)、小田6地区 (- 4213)、巖城5地区 (- 4214)、和田東2地区 (- 4215)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

滝谷川 (- 1 - 1 - 8 - 1)、門尾谷川 (- 1 - 1 - 8 - 2)、稲荷谷川 (- 1 - 1 - 8 - 3)、上稲荷谷川 (- 1 - 1 - 8 - 4)、西ノ奥谷川 (- 1 - 1 - 8 - 5)、下峰寺谷川 (- 1 - 1 - 8 - 6)、西ノ奥川 (- 1 - 1 - 8 - 7)、西ノ奥川2 (- 1 - 1 - 8 - 8)、峰寺谷川 (- 1 - 1 - 8 - 9)、滝登川 (- 1 - 1 - 8 - 10)、山上川 (- 1 - 1 - 8 - 11)、篠波谷川 (- 1 - 1 - 8 - 12)、篠波川 (- 1 - 1 - 8 - 13)、別府下谷川 (- 1 - 1 - 8 - 14)、小屋ヶ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 15)、山田川 (- 1 - 1 - 8 - 16)、下坂川 (- 1 - 1 - 8 - 17)、下坂ノ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 18)、土居奥川 (- 1 - 1 - 8 - 19)、清水川 (- 1 - 1 - 8 - 20)、左くす谷川 (- 1 - 1 - 8 - 21)、くす谷川 (- 1 - 1 - 8 - 22)、三谷越谷川 (- 1 - 1 - 8 - 23)、下福本谷川 (- 1 - 1 - 8 - 25)、上福本谷川 (- 1 - 1 - 8 - 26)、覚王寺川 (- 1 - 1 - 8 - 27)、大平川 (- 1 - 1 - 8 - 28)、稗谷川 (- 1 - 1 - 8 - 29)、林ノ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 30)、福地谷川 (- 1 - 1 - 8 - 31)、貝谷川 (- 1 - 1 - 8 - 32)、猪谷川 (- 1 - 1 - 8 - 33)、宮ノ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 34)、日和川 (- 1 - 1 - 8 - 35)、中々川 (- 1 - 1 - 8 - 36)、落岩中谷川 (- 1 - 1 - 8 - 37)、榎谷川 (- 1 - 1 - 8 - 38)、柳井谷川 (- 1 - 1 - 8 - 39)、家奥谷川 (- 1 - 1 - 8 - 40)、城山谷川 (- 1 - 1 - 8 - 42)、安土川 (- 1 - 1 - 8 - 43)、上津黒川 (- 1 - 1 - 8 - 44)、別府谷川 (- 1 - 1 - 8 - 45)、花原川 (- 1 - 1 - 8 - 46)、守口川 (- 1 - 1 - 8 - 47)、奥谷川 (- 1 - 1 - 8 - 48)、宮谷川 (- 1 - 1 - 8 - 49)、五郡家谷川 (- 1 - 1 - 8 - 50)、御門谷川 (- 1 - 1 - 8 - 51)、荒神谷川 (- 1 - 1 - 8 - 52)、西ヶ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 53)、南谷川 (- 1 - 1 - 8 - 54)、六郎谷川 (- 1 - 1 - 8 - 55)、芦ヶ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 56)、寺谷川 (- 1 - 1 - 8 - 57)、平木谷川 (- 1 - 1 - 8 - 58)、大門谷川 (- 1 - 1 - 8 - 59)、寺田川 (- 1 - 1 - 8 - 60)、下篠波川 (- 1 - 1 - 8 - 1)、山路谷川 (- 1 - 1 - 8 - 3)、下姫谷川 (- 1 - 1 - 8 - 4)、中辺谷川 (- 1 - 1 - 8 - 5)、右稗谷川 (- 1 - 1 - 8 - 6)、奥新田谷川 (- 1 - 1 - 8 - 7)、佐杵谷川 (- 1 - 1 - 8 - 8)、麻生谷川 (- 1 - 1 - 8 - 9)、麻生中谷川 (- 1 - 1 - 8 - 10)、麻生下谷川 (- 1 - 1 - 8 - 11)、池上谷川 (- 1 - 1 - 8 - 12)、大門南谷川 (- 1 - 1 - 8 - 13)、明辺川 (- 1 - 1 - 8 - 14)、白地谷川 (- 1 - 1 - 8 - 15)、矢谷川 (- 1 - 1 - 8 - 16)、杉ヶ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 17)、音滝谷川 (- 1 - 1 - 8 - 1)、牛ヶ谷川 (- 1 - 1 - 8 - 2)、瀧平谷川 (- 1 - 1 - 8 - 3)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

上河原地区 (- 346)、上野山地区 (- 347)、落岩B地区 (- 348)、山志谷地区 (- 349)、村ノ内地区 (- 350)、麻生A地区 (- 351)、麻生C地区 (- 354)、福地A地区 (- 355)、福地B地区 (- 356)、覚王寺A地区 (- 357)、覚王寺B地区 (- 358)、東市場地区 (- 359)、市場地区 (- 360)、城山地区 (- 361)、篠波地区 (- 362)、延命寺A地区 (- 363)、延命寺B地区 (- 364)、奥山ノ上地区 (- 365)、村内地区 (- 366)、山田地区 (- 367)、山路地区 (- 368)、上峰寺A地区 (- 369)、上峰寺B地区 (- 370)、下峰寺A地区 (- 371)、下峰寺B地区 (- 372)、門尾地区 (- 374)、奥谷A地区 (- 375)、奥谷B地区 (- 376)、福本地区 (- 377)、国中地区 (- 378)、宮岡B地区 (- 379)、西御門地区 (- 381)、荒神谷地区 (- 382)、花地区 (- 383)、大門地区 (- 384)、村

内B地区 (- 1111)、大坪地区 (- 1112)、麻生D地区 (- 1113)、姫路地区 (- 1264)、野町地区 (- 1265)、市場B地区 (- 1266)、口山ノ上地区 (- 1267)、稲荷地区 (- 1268)、稲荷B地区 (- 1269)、宮谷地区 (- 1270)、別府地区 (- 人工11)、堀越地区 (- 人工48)、明辺地区 (- 2278)、明辺B地区 (- 2279)、明辺C地区 (- 2280)、明辺D地区 (- 2281)、姫路B地区 (- 2282)、麻生E地区 (- 2283)、野町B地区 (- 2284)、野町C地区 (- 2285)、下津黒地区 (- 2286)、上津黒地区 (- 2287)、別府B地区 (- 2288)、別府C地区 (- 2289)、別府D地区 (- 2290)、篠波B地区 (- 2291)、篠波C地区 (- 2292)、奥山ノ上B地区 (- 2293)、口山ノ上B地区 (- 2294)、村内C地区 (- 2295)、上峰寺C地区 (- 2296)、上峰寺D地区 (- 2297)、下峰寺C地区 (- 2298)、下坂地区 (- 2299)、堀越B地区 (- 2300)、堀越C地区 (- 2301)、門尾B地区 (- 2302)、宮岡C地区 (- 2303)、稲荷C地区 (- 4198)、門尾C地区 (- 4199)、奥谷C地区 (- 4200)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭地方県土整備局(平成18年4月1日以降は八頭総合事務所県土整備局)並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

長山下谷川 (- 1 - 3 - 39 - 4)、菖浦谷川 (- 1 - 3 - 39 - 5)、貴住支川1 (- 1 - 3 - 39 - 6)、貴住支川2 (- 1 - 3 - 39 - 7)、岩の口谷川 (- 1 - 3 - 39 - 8)、谷川川 (- 1 - 3 - 39 - 9)、うつし谷川 (- 1 - 3 - 39 - 10)、宮原川 (- 1 - 3 - 39 - 11)、宮原谷川 (- 1 - 3 - 39 - 12)、大原川 (- 1 - 3 - 39 - 13)、奥山川 (- 1 - 3 - 39 - 14)、谷坂川 (- 1 - 3 - 39 - 201)、臼ヶ土谷川 (- 1 - 3 - 39 - 202)、泉川支溪 (- 1 - 3 - 39 - 203)、足谷川 (- 1 - 3 - 39 - 2)、日野手谷川 (- 1 - 3 - 39 - 4)、根雨原支川1 (- 1 - 3 - 39 - 5)、根雨原支川2 (- 1 - 3 - 39 - 6)、白水川右支溪1 (- 1 - 3 - 39 - 201)、白水川右支溪2 (- 1 - 3 - 39 - 202)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大坂地区 (- 1044)、大滝地区 (- 1045)、岩立地区 (- 1046)、添谷地区 (- 1047)、末鎌地区 (- 1048)、大倉地区 (- 1049)、貴住地区 (- 1050)、上野地区 (- 1051)、一ノ段地区 (- 1528)、長山地区 (- 1529)、宮原地区 (- 1530)、大原地区 (- 1531)、根雨原地区 (- 1532)、白水地区

(- 1533)、大内地区 (- 1535)、貴住2地区 (- 人工60)、富江地区 (- 人工61)、栃原地区 (- 人工62)、岩立2地区 (- 3523)、宝殿地区 (- 3524)、谷川地区 (- 3525)、宮原2地区 (- 3528)、富江2地区 (- 3530)、大坂2地区 (- 3531)、根雨原2地区 (- 3548)、大内2地区 (- 3573)、白水2地区 (- 3574)、白水3地区 (- 3577)、大滝2地区 (- 人工2048)、根雨原3地区 (- 人工2049)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

東谷川 (- 1 - 3 - 38 - 19)、家奥谷川 (- 1 - 3 - 38 - 20)、大陸谷川 (- 1 - 3 - 38 - 21)、出ノ上川 (- 1 - 3 - 38 - 22)、ハセン谷川 (- 1 - 3 - 38 - 23)、谷山川 (- 1 - 3 - 38 - 24)、奥市川 (- 1 - 3 - 38 - 26)、一反谷川 (- 1 - 3 - 38 - 27)、荒田川 (- 1 - 3 - 38 - 31)、ナラ原川 (- 1 - 3 - 38 - 32)、南谷川 (- 1 - 3 - 38 - 35)、黒美谷川 (- 1 - 3 - 38 - 36)、後谷川 (- 1 - 3 - 38 - 38)、清水川 (- 1 - 3 - 38 - 201)、前谷川 (- 1 - 3 - 38 - 202)、美用谷川左支溪 (- 1 - 3 - 38 - 203)、又市谷川 (- 1 - 3 - 38 - 204)、背戸谷川 (- 1 - 3 - 38 - 205)、宮の谷川 (- 1 - 3 - 38 - 206)、谷奥川 (- 1 - 3 - 38 - 207)、宮谷川 (- 1 - 3 - 38 - 208)、吉ヶ谷川 (- 1 - 3 - 38 - 209)、切詰川 (- 1 - 3 - 38 - 210)、日の詰川 (- 1 - 3 - 38 - 211)、尾上原川 (- 1 - 3 - 38 - 212)、寺谷川 (- 1 - 3 - 38 - 214)、足谷川 (- 1 - 3 - 38 - 215)、俣野川左支溪 (- 1 - 3 - 38 - 216)、山ノ神谷川 (- 1 - 3 - 38 - 217)、寺谷川 (- 1 - 3 - 38 - 218)、俣野川右支溪 (- 1 - 3 - 38 - 219)、三王谷川 (- 1 - 3 - 38 - 220)、戸谷川 (- 1 - 3 - 38 - 6)、地主谷川 (- 1 - 3 - 38 - 7)、佐川支川 (- 1 - 3 - 38 - 8)、白尾川 (- 1 - 3 - 38 - 11)、鑄物屋谷川 (- 1 - 3 - 38 - 13)、旗方谷川 (- 1 - 3 - 38 - 201)、白水川左支溪 (- 1 - 3 - 38 - 202)、あけび谷川 (- 1 - 3 - 38 - 203)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江府町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

佐川地区 (- 1023)、江尾新町2地区 (- 1026)、江尾新町地区 (- 1027)、江尾上町地区 (-

1028)、池ノ内地区 (- 1030)、日の詰地区 (- 1031)、宮市原地区 (- 1032)、杉谷下地区 (- 1033)、下蚊屋地区 (- 1034)、下大河原地区 (- 1035)、吉原地区 (- 1036)、小江尾2地区 (- 1509)、佐川2地区 (- 1510)、杉谷地区 (- 1511)、柿原2地区 (- 1512)、俣野地区 (- 1513)、俣野2地区 (- 1514)、俣野3地区 (- 1515)、助沢地区 (- 1516)、貝田地区 (- 1517)、武庫地区 (- 1518)、吉原2地区 (- 1524)、武庫2地区 (- 1525)、小江尾地区 (- 人工44)、小江尾1地区 (- 人工55)、江尾地区 (- 人工56)、柿原地区 (- 人工57)、下蚊屋2地区 (- 人工58)、柿原3地区 (- 3476)、柿原4地区 (- 3477)、柿原5地区 (- 3478)、柿原6地区 (- 3479)、柿原7地区 (- 3480)、柿原8地区 (- 3481)、佐川3地区 (- 3482)、下蚊屋3地区 (- 3483)、俣野4地区 (- 3484)、俣野5地区 (- 3485)、俣野6地区 (- 3486)、俣野7地区 (- 3487)、俣野8地区 (- 3488)、俣野10地区 (- 3490)、俣野11地区 (- 3491)、俣野12地区 (- 3492)、俣野13地区 (- 3493)、美用地区 (- 3494)、美用2地区 (- 3495)、小江尾3地区 (- 3496)、小江尾4地区 (- 3497)、小江尾5地区 (- 3498)、大河原地区 (- 3499)、大河原2地区 (- 3500)、武庫3地区 (- 3501)、武庫4地区 (- 3502)、武庫5地区 (- 3503)、武庫6地区 (- 3504)、武庫7地区 (- 3505)、武庫8地区 (- 3506)、江尾3地区 (- 3507)、江尾4地区 (- 3508)、江尾5地区 (- 3509)、吉原3地区 (- 3515)、柿原9地区 (- 3516)、美用3地区 (- 3517)、江尾6地区 (- 3519)、江尾7地区 (- 3520)、小江尾6地区 (- 3521)、武庫9地区 (- 3522)、武庫10地区 (- 人工2045)、吉原4地区 (- 人工2046)、江尾新町3地区 (- 人工2047)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第192号

鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成18年3月22日	638	鳥取市片原二丁目204	鳥取県立中央病院第一売店	鳥取市江津730

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県庁舎で使用する電気の供給
使用予定電力量 11,653,308キロワット時 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成18年2月23日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 中国電力株式会社鳥取営業所
鳥取市新品治町1 - 6 |
| 5 落 札 金 額 | 199,091,490円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成18年1月13日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部管財課
鳥取市東町一丁目220 |